第1	公有財産の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(155)
第 2	建設工事統計調査等 · · · · · · · · ·	(158)
第3	技術管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(159)
第4	災害対策・感染症対策の取組・・・	(161)
第5	広報・広聴活動	(163)

総務

第1 公有財産の管理

総務部用度課

1 公有財産の管理

公有財産は公用または公共用に供する行政財産 とそれ以外の普通財産とに分類される。

建設局所管の行政財産としては道路・公園等の 事業用地及び庁舎等の建物、工作物等がある。ま た、普通財産としては建設局所管事業に係る関係 人に対する生活再建対策等としての代替地及び行 政財産を用途廃止したことによって生じた土地、 建物等がある。

これらの建設局所管公有財産については東京都公有財産規則(以下「規則」という。)及び建設局所管公有財産管理要綱(以下「要綱」という。)等により、適正かつ効率的な管理に努めている。

2 公有財産現在額

建設局所管公有財産は規則及び要綱に基づき 個々に公有財産台帳を備え付け、変動のあるたび に補正をして、現状の把握を行っている。

そして、これらの台帳に基づいて9月末及び3 月末の異動状況等を会計管理局長に報告している。 令和2年3月末の現在数量は、土地約2,440ha、 建物約306,028㎡等である。(第7・1表)

これらの公有財産は、公有財産台帳の電子化に 伴い、平成18年4月より財産情報システムにより 管理している。

なお、道路の用に供し、または供するものと決 定した土地、施設または工作物及び道路の付属物 については、規則第22条の規定により、上記現在 額に含まれていない。

第7・1表 公有財産台帳現在額

種		類	分類	令和2.3	.31現在	平成31.3.31現在		増△減	
性		類	分 親	数量(m²)	価格(千円)	数量(m²)	価格(千円)	数量(m²)	価格(千円)
			行政財産	24,355,336.41	2,348,081,627	24,217,269.75	2,201,586,298	138,066.66	146,495,329
土		地	普通財産	48,065.73	14,250,617	42,417.44	11,681,910	5,648.29	2,568,707
			計	24,403,402.14	2,362,332,244	24,259,687.19	2,213,268,208	143,714.95	149,064,036
			行政財産	305,185.00	41,769,764	299,530.13	38,652,676	5,654.87	3,117,088
建		物	普通財産	843.31	0	843.31	0	0	0
			計	306,028.31	41,769,764	300,373.44	38,652,676	5,654.87	3,117,088
			行政財産		42,233,910		39,039,128		3,194,782
エ	作	物	普通財産		4,890		5,705		△815
			計		42,238,800		39,044,833		3,193,967
			行政財産						
立		木	普通財産						
			計						
			行政財産	3隻	205,509	3隻	222,634		△17,125
船		舶	普通財産	3隻	0	3隻	0		0
			計	6隻	205,509	6隻	222,634		△17,125
浮	さん	橋	行政財産		0		0		0
地	上権	等	行政財産		44,772		33,491		11,281
特	許 権	等	普通財産		417,640		418,423		△783
株	券	等	普通財産						
出資	ぼによる権	翻	普通財産		1,732,000		1,732,000		0
			行政財産	24,660,521.41	2,432,335,581	24,516,799.88	2,279,534,227	143,721.53	152,801,354
合		計	普通財産	48,909.04	16,405,147	43,260.75	13,838,038	5,648.29	2,567,109
			計	24,709,430.45	2,448,740,728	24,560,060.63	2,293,372,265	149,369.82	155,368,463

3 公有財産の使用許可・貸付

建設局所管公有財産のうち、行政財産については、規則第29条及び第29条の2の規定により、その用途、目的を妨げない限度において、これを貸付または使用許可することができる。

また、普通財産については、地方自治法第238条の5第1項の規定によりこれを貸し付けている。

令和元年度に使用許可または貸し付けたものの 主な使用目的は、土地については、上下水道管の 地下埋設及び駐車場等の公共用施設ならびに電 気・ガス等の公益事業施設等118件、また、建物 については、職員の福利厚生のための飲料水自動 販売機等25件である。

4 公拡法等に基づく土地の買取り

「公有地の拡大の推進に関する法律」いわゆる 公拡法及び「生産緑地法」に基づき、都市整備局 及び財務局から照会のある土地の買取希望を調整 している。

令和元年度は2件の買取希望があり、そのうち 1件は成立、1件は現在交渉中である。

第7・2表 公拡法等に基づく土地の買取り (令和元年度)

					(
\/ -			買				
法律	主管局	種別	無		有		計
1半			無	成立	交渉中	不成立	
	都市整	届出	363				363
公世	備局	申出	40	1	1		40
公拡法	財務局	届出	0				0
14	別伤何	申出	0				0
生産緑地	財務局	申出	0				0
計			403	1	1	0	403

5 庁舎の整備及び管理

建設局所管の庁舎は、15事務所及び各事務所所属の所・工区あわせて59か所あり、都内全域に配備されている。これら庁舎は、都民サービスを確保するために重要な施設であり、これらの整備及び維持管理に万全を期している。

平成26年度に策定された「第二次主要施設10か年維持更新計画」に基づき、老朽化した庁舎の建 替及び改修を実施している。

6 財産の有効活用と適正管理

公有財産管理は、公有財産台帳の整備保管及び 土地境界標、防護柵設置等の財産保全を中心に行 われてきたが、行政需要の多様化に伴い、土地及 び建物の多角的利用や事業予定地等の開放を図る など、公有財産の効率的運用に努めている。

(1) 事業残地等の処分

局所管公有財産のうち、各事業の実施に伴い発生する事業残地等については、局内各事業間での有効活用を図り、その利用のない場合には処理対象財産として財務局に引継手続を行っている。

(2) 土地・建物の多角的利用

建設局における事務所庁舎等の新設及び改築に際し、局内部はもとより、他局所管の財産を相互に調整した(例えば、都営住宅との共同使用や局内外の複数の事務所による合同庁舎)敷地及び建物は9か所である。(第7・3表、P.157)

(3) 財産の利活用・適正化

建設局では、事業着手までに保有している用地を活用し、道路交通の円滑化、地域景観の向上、地域サービスの向上を図るため、平成7年度に未利用地の活用方針、平成13年度にその運用方針を定めた。

所管する事業予定地、残地等の利活用を推進するため、平成16年度から建設局「はぎれ地」活用推進会議を設置し、未利用財産の実態調査、利活用方針を策定のうえ、平成20年度までに計11回の会議を開催した。また、主に戦中戦後の混乱期に占拠された財産等について、「建設局財産等適正化推進委員会」を設置し処理方針等の検証を行い、関係人との協議及び是正指導など、適正化の推進を図ってきた。

平成21年からは、これら両会議を統合し、「建設局財産利活用等推進会議」を開催し、未利用地財産等の利活用に向けた取り組みを行い、平成23年から、所管する財産の適正化に向けた処理並びに利活用の推進を目的として「建設局管理不適正財産等調整会議」を開催している。

平成28年度に、待機児童問題解消のために設置された「都有地活用推進本部」(事務局は財務局)において、保育所敷地として利活用可能な都有地を全庁的に洗い出す調査を定期的に行っている。建設局では、12箇所の土地を利活用可能として情報提供している。

第7・3表 土地・建物の多角的利用状況

(令和2年8月31日現在)

						(市和2年8)	,101 H	/4 14/
名	称	所	生 地	敷地の所管 及 び 面 積		内容	建	- 樂
		/21		(m²)	事務室の所管 及び面積 (m²)	他の施設の面積(m²)	年月	l H
第一建設事庁	務 所 舎	中央区明石	5町2-4	建設局 1,920.13	建設局 2,961.64	都営住宅82戸 4,108.50	S47. 1	0. 1
第二建設事品川区総合	務所合	品川区広町	Ţ 2 − 1 −36	品川区・ 財務局 8,769.78	財務局 2,841.77	品川区役所その他 25,725.66	S43.	5. 9
第三建設事中野区総合	務 所	中野区中野		中野区	建設局 2,553.95		S44.	3. 6
第四建設事庁	務 所	豊島区南力	て塚 2 -36-2	都市整備局 6,908.40	建設局 2,685.07	豊島区・都営住宅その 他 31,762.31	S50.	3. 3
第 五 建 設 事 江 東 治 水 事 合 同 庁	舎	-	1 -14-11	建設局 3,423.00	建設局 5,479.01	都営住宅78戸 3,858.24	R元.	6. 21
第六建設事庁	務 所舎	足立区千倍 (※1)	E東 2 -10-10	都市整備局 3,924.33	建設局 3,950.30	都営住宅38戸 2,649.11	S51.	3. 5
						主税局その他 4,056.06	S44.	3. 31
北多摩北部建設庁	事務所舎	立川市柴崎	奇町 — 15 — 19	都市整備局 8,428.93	建設局 4,889.50	都営住宅 77戸 6,366.26	Н 7.	5. 15
南多摩東部建設町田合同	事務所 庁 舎	町田市中町	T L -31-12	建設局 2,324.90	建設局 4,223.41	主税局 377.82	S60.	2. 25
計		9か所		他局・区 42,064.78	建設局 21, 263. 87 他局 7, 907. 95			

※1 第六建設事務所は、令和元年9月下旬に以下の場所へ仮移転中。 足立区梅田8-13-24(仮庁舎)

7 建設局所管公有地等の境界確認・確定事務

建設局は所管する道路・河川に関する公有地及 び国土交通省(旧建設省)所管国有地に隣接する 土地所有者からの申出に基づき、土地境界確認・ 確定事務を行っている。

土地境界確認・確定事務は、資料収集(各財産管理者・公物管理者及び各関係局・区市町村に資料依頼・立会い依頼の日時設定等)に一定の期間を要し、更に土地の細分化や開発行為による地形地物の変化等による現地と資料との不一致、財産管理者・公物管理者及び申出者(実務取扱者)と

の調整等で申出から境界確認・確定まで概ね2か 月程度の期間を要している。

なお、平成20年度より、境界確認・確定の申出、 土地境界図等の閲覧・証明事務は、各建設事務所 管理課で行っている。

8 国有財産管理事務

平成19年4月より、これまで財務局財産運用部管理課で所管していた国土交通省所管の国有財産管理事務のうち、建設局所管事業に係わる事務が移管された。

楘

9 公物の設置管理瑕疵及び 工事に起因する事故処理

道路・公園・河川等の公物の設置・管理及び工 事施行にあたっては、各部(所)において安全確 保に鋭意努力を重ねているところである。

しかしながら、万一、公物の設置・管理瑕疵による事故、あるいは事業執行の過程における紛争等により損害賠償の問題が生じた場合は、速やかに的確な情報を収集し、円滑な解決を図る。

また、建設局施行の工事に起因する家屋等の損傷事故については、昭和57年4月に「建設局施行の工事に伴う家屋等損傷事故損害賠償額算定基準・同実施細目」を制定し、損害賠償事務の適正な運用を図っている。

なお、平成元年8月1日より、上記工事に起因する事故で、1件当りの賠償額が100万円未満のものについては、総務局より決定権限の委譲が行われ、平成12年4月1日には、総務部より各所に決定権限の委譲が行われた。

工事に起因する事故で、令和元年度中に局が賠償額を決定した件数は28件、額は8,298,075円である。(第7・4表)

第7・4表 工事に起因する事故で局が賠償額を 決定した件数・額

(令和元年度)

区分	件数(件)	金 額(円)
道路整備	19	4, 623, 243
公園整備	0	0
河川整備	9	3, 674, 832
合 割	28	8, 298, 075

第 2 建設工事統計調査等

総務部用度課

建設工事統計調査は、統計法第2条4項3号 に基づき、基幹統計に指定されている。

1 調査目的

建設業の実態・建設活動の内容、建設工事の受 注動向等を明らかにし、各種経済・社会施策、建 設行政等に資することを目的としている。

2 調査対象

東京都に主たる事業所を置く建設業者を調査対象とし、国土交通省が調査種類毎に資本金階層別及び業種別等を基に抽出する。(標本調査)

3 調査種類

- (1) 建設工事受注動態統計調查 月次調查
- (2) 建設工事施工統計調査

年次調査

4 都と区及び市の事務分担

建設工事統計調査は、統計法施行令第4条により都が行う第一号法定受託事務に位置づけられている。

都は、区又は市が処理する事務について定めた 「特別区における東京都の事務処理の特例に関す る条例」等に基づき、調査対象事業者が所在する 区又は市に調査の実施を依頼している。

都は国土交通省との連絡調整・報告・調査票提出、区及び市との連絡調整・調査依頼・調査票の配布・取集・審査整理等を行う。

区及び市は統計調査員の指導監督及び報酬等の 支払い、建設業者への調査依頼・調査票の取集・ 記入・確認・都への提出等を行う。(第7・1 図)

5 その他調査 (国土交通省関係)

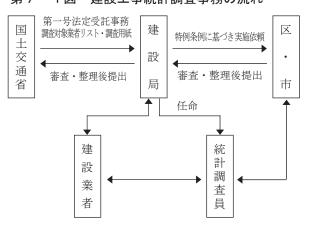
(1) 建設事業費等実績調査

年次調査

(2) 公共事業工事費投入調査

5年毎調査

第7・1図 建設工事統計調査事務の流れ



第3 技術管理

総務部技術管理課

厳しい財政状況を背景に、受注をめぐる価格競争が激化し、低価格入札や不良工事の発生による公共工事の品質低下に関する懸念などから、「品確法」(公共工事の品質確保の促進に関する法律)が平成17年4月に施行され、公共工事の品質確保について、価格及び技術力など総合的に評価した契約を活用することとなった。

また、公共事業には、最近の著しい技術革新や 関係法令の改正に適切に対応し、安全施工や環境 保全のためのリサイクル推進等の社会的な要請に 応え、良好な社会資本を形成していく責務がある。

これらを果たすためには、新たな取組の推進、 最新情報の収集と周知、関係機関との技術情報の 交換、技術支援の充実等が必要不可欠である。平 成26年6月には「品確法」が改正され、公共工事 の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保の促 進が法の目的に追加された。さらに、令和元年6 月にも「品確法」が改正され、災害対応、働き方 改革への対応、生産性向上への取組み、測量・調 査・設計の品質確保が追加され、技術管理の果た す役割はますます重要なものとなっている。

1 工事の設計・施工等に関する基準類の整備等

技術管理に係る連絡調整及び東京都工事施行規程に基づき、設計・積算・施工管理に関する基準類の整備を行っている。

特に、積算基準は、技術の進歩や施工形態の変化等に適切に対応するため、国と協力して施工合理化調査を毎年行い、これに基づく歩掛りの改定を毎年行っている。また、他の基準類についても局内に技術管理委員会を設置し、高度防災都市づくりなどの社会状況の動きや行政需要の質的変化等に適切に対応するため適宜見直し、更新を行っている。

さらに、工事の種類によって適用する基準類が 異なるため、適切な運用に向けた支援や指導を行っている。

2 工事安全対策の推進

建設工事の大型化や複雑化に加え、公共工事への社会的関心の高まりなどから、工事現場の安全 性確保が従来にも増して求められている。

このため、事故の未然防止及び類似事故の再発

防止対策を強化するために、「建設局工事安全対 策委員会」を設置し、安全についての意識の向上、 重点目標の設定及び工事安全パトロールの実施な ど、局事業の工事安全対策を推進している。

3 建設副産物対策の推進

都市基盤施設の整備や更新等に伴い大量の建設 副産物(建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コントリート塊、建設発生木材、建設泥土 等)が発生している。その多くは資材として再利 用が可能なものである。また、PCB廃棄物やアス ベスト含有建材など、有害な廃棄物の取扱いについて、関係法令等の最新情報を提供するとともに、 適正な管理と処理に向けた支援や指導を行っている。資源の有効な活用を図り、生活環境の保全に 資するため、「発生量の抑制」、「再利用の促 進」、「適正処分の徹底」を3本柱として、建設 副産物対策を推進している。

4 優良工事等の公表

建設局では、局が施行する工事又は委託のうち、成績が特に優良な工事等(工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名(委託は代理人名)、主任技術者名、監理技術者名等)を公表して、受注者又は受託者の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的として、昭和60年から優良な工事等について局長表彰を行っている。また、これらの工事については、工事概要、表彰理由等をホームページで紹介している。

なお、局内各事務所においても優良な工事等を 公表し、所長表彰を行っている。

加えて、令和2年度から、建設業の担い手確保 及び育成に関する取組をより一層増進するため、 新たな表彰制度を創設したところである。

5 労務、資材単価の改定等

労務単価については、毎年国と協力して公共事業労務費調査を実施するとともに、この結果をもとに適切な労務費の設定や速やかな改定を行っている。

コンクリートや鉄筋などの主要資材単価については、市場における実勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、毎月単価改定を実施している。

また、その他資材についても、市場における実 勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、年四 回の定期改定を行っている。

6 コスト管理の取組

東京都は、平成9年度の「建設コスト縮減に関する行動指針」策定以来、平成18年度までに3次にわたる取組の中で、さまざまなコスト縮減施策を実施してきた。

平成19年度からは、今後の公共施設等のコスト 管理に関する取組方針を定め、量的縮減のみでは ない中長期的な視点に立った総合的なコスト管理 の確立を目標として、取組んでいる。

建設局では、この取組方針をふまえて実施方針を策定し、これまで培ってきたコスト管理のノウハウを継続的に実施するとともに、ライフサイクルコストの最小化など中長期の視点に立った公共施設等のコスト管理に取り組んでいる。

7 CALS/EC事業

東京都は、企業や都民の負担軽減と調達業務の効率化・迅速化、入札プロセスの透明性・公正性の確保、競争性の向上を図る目的で、平成15年3月に「東京都CALS/ECアクションプログラム」を策定している。

前回の「同 2009」に基づき、電子納品運用 ガイドラインを改定し、平成25年度から電子納 品保管管理システムの運用を開始するなど、着 実な推進を図ってきた。

平成26年3月には、これまでの取組を踏まえた「同 2014」を策定し、今後の方向性を定めている。現在、重点項目としてフェーズ間連携の強化、電子納品、情報共有及び教育普及に取り組んでいる。

建設局では、令和2年度から、ICT活用工事を対象にオンライン電子納品の試行を開始し、より一層、公共事業の生産性向上やコスト縮減等を推進していく。

8 「東京都魅力ある建設事業推進協議会」 (CCI東京)

平成元年度、「建設業の構造改善推進プログラム」を受け、建設事業のイメージアップや建設技能者の地位向上を目指して、旧関東地建を中心に協議会(CCI)が設立され、東京都もこれに参加し様々な活動を展開してきた。

平成4年度からは、より地域に密着した普遍的な活動にしていくため、都において、学識経験者、

国、東京都、業界等からなる「東京都魅力ある建 設事業推進協議会」(CCI東京)が設立された。

協議会では、建設事業のイメージアップに関わる事業を行っており、優れた技能をもつ熟練者を表彰する技能者の顕彰に加えて、令和2年度より一層、建設業の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と女性の入職促進に資するため、都内の建設工事等で活躍している若手技術者や女性技術者を表彰し、ホームページ等を活用した、より幅広い対象への情報発信にも取り組んでいる。

9 サイバーセキュリティ対策

平成27年10月、東京都では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、セキュリティ脅威の増大と責務の増大を考慮した全庁的なセキュリティ管理体制(サイバーセキュリティ委員会)の構築と全庁横断的な「サイバーセキュリティポリシー」の策定を行った。また、平成30年度には、サイバーセキュリティに関する状況の変化等に対応するため、同ポリシーを改正した。建設局では、平成30年度のポリシー改正を踏まえ、建設局サイバーセキュリティ安全管理措置を定めて、業務に欠かすことのできないIT機器の活用ルールを徹底し、個人情報漏えいなどの事故を防止するため、セキュリティ対策に取り組んでいる。

令和2年度も引き続き、研修計画に基づくサイバーセキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対するリテラシーの向上を図っていく。また、セキュリティ監査計画に基づく内部監査(職場及び各情報処理システム)と外部監査、リスク評価等を実施し、情報セキュリティ事故の撲滅に向けた情報資産の適正な管理と情報セキュリティ対策の強化・徹底を進めていく。

さらに、危機管理の充実を図るために、東京都 CSIRTとも連携して、事故や災害などの非常時の 事業継続・復旧等を視野に入れた訓練実施計画を 作成し、計画に基づく非常時訓練を実施して、危 機管理の充実を図っていく。

10 業務委託の活用

局事業の執行にあたり、より一層、業務の効率 化を図るとともに、工事の品質、安全を確保する ため、業務委託の活用について検討を行っている。 このうち、工事監督補助業務委託は、平成17年 度より建設コンサルタンツへの試行を開始し、平成20年度から本格実施している。また、東京都政策連携団体である公益財団法人(東京都道路整備保全公社、東京都公園協会)に対しても、平成19年度より試行を行い、平成21年度から本格実施している。なお、工事監督補助業務を実施するにあたり、適切な技術力を有している補助技術者等を認定する制度を創設し、平成21年度から認定技術者等の配置を義務づけている。

この他に、積算補助委託を、平成19年度より試行開始し、平成23年度から本格実施している。令和元年度からは、適用範囲の拡大などにより活用しやすくするための改定を行い運用している。

第4 災害対策・感染症対策の取 組

総務部総務課

建設局は、道路、公園、河川などの整備と維持 管理を担っており、災害時にこれら施設への被害 を最小限にとどめて、都民の安全・安心を確保す ることが重要な課題となっている。

令和元年度、令和2年度の主な災害対策の取組 は以下のとおりである。

1 訓練の実施

(1) 東京都総合防災訓練への参加

東京都総合防災訓練は、震災時における防災活動を円滑に行うため、訓練を通して災害対応の習熟を図るとともに、都民・区市町村及び関係機関との協力体制の確立を目的に実施するものである。

令和元年度は、災害時における「住民等による 自助・共助」と「行政及び関係機関の連携」を テーマに、多摩市と合同で訓練が実施された。建 設局は、多摩市立多摩中央公園、多摩ニュータウ ン通りで道路障害物除去訓練、パルテノン大通り 等でパネルや排水ポンプ車等の展示を実施した。 また、津波警報発表を想定し、江東治水事務所が 操作する全水門・閘門を閉鎖する訓練を実施した。

令和2年度は、11月22日(日)に北区と合同で 実施する。

(2) 建設局初動対応訓練の実施

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの災害対応能力向上を図るため、毎年、局独自の初動対応訓練を実施している。

訓練内容としては、災害発生直後を想定し、職員の徒歩参集、局及び事務所災害対策本部開設、業務用MCA無線やWeb会議システム等を使用した情報連絡、現場への点検出動等を実施するものである。

令和2年度は、2月頃実施する予定である。

(3) 定期通信訓練の実施

建設局では、災害が発生し、又は災害の発生する恐れがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図ることを目的に、本庁各部及び事務所において、毎月MCA無線機の通信訓練を実施し、隔月でWEB会議システムの通信訓練を実施している。また、本庁各部・事務所・協力団体・東京都道路整備保全公社間においても、隔月でMCA無線機の訓練を実施している。

2 被災地の支援

建設局では、平成23年3月11日の東日本大震災 発災後、被災地に職員を派遣して、いち早く各県 の要望を把握するとともに現地事務所の開設準備 を行い、一方で、震災犠牲者の火葬協力等を実施 した。

また、これまで培ってきたノウハウと人材を活用して被災地の災害復旧業務を長期的に支援するため、平成23年度から令和元年度までに宮城県・岩手県・福島県の東北3県のほか、熊本県、倉敷市、愛媛県及び北海道に延138名の技術職員及び事務職員を派遣した。

令和2年度においても、宮城県に2名、岩手県に3名、福島県に2名、北海道に1名の技術職員及び事務職員を派遣しており、被災地における災害復旧業務を長期的に支援していく。

建設局は、上記のとおり被災地の復旧・復興を 支援する一方、大震災の教訓を活かし、安全・安 心な高度防災都市東京の実現を目指していく。

3 新型コロナウイルス感染症対策の取組

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、建設局では局長を本部長とする局対策本部を設置するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に必要な取組を適宜実施した。主な取組内容は以下のとおりである。

(1) 各施設の運営

(令和2年8月31日現在)

			期間			
所管部	取組内容	施設	開始	終了		
	休館	かちどき橋の資料館	2月29日	6月1日		
	閉鎖	奥多摩周遊道路駐車場 7か所	4月25日	5月25日		
		蔵前橋	4月17日	5月6日		
子口な		/政 月1 1間	5月21日	当面の間継続		
道路 管理部	医療関係者等応援	永代橋	4月17日	5月6日		
日垤印	医療関係有等心族 ライトアップ	八十八個	5月22日	当面の間継続		
		厩橋・駒形橋	4月17日	5月6日		
		1954 司 1 - 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1	6月3日	当面の間継続		
		白鬚橋・吾妻橋・清洲橋・佃大橋・勝鬨橋	8月1日	当面の間継続		
道路 建設部	医療関係者等応援 ライトアップ	築地大橋	8月1日	当面の間継続		
		恩賜上野動物園・葛西臨海水族園	2月29日	6月22日		
		井の頭自然文化園	3月28日	6月1日		
		多摩動物公園	3月28日	6月3日		
	休園	旧岩崎邸庭園	2月29日	5月31日		
	/ N 25	旧芝離宮恩賜庭園・旧古河庭園・清澄庭園・				
		小石川後楽園・殿ヶ谷戸庭園・浜離宮恩賜庭 園・向島百花園・六義園	3月28日	5月31日		
		神代植物公園(有料区域)・夢の島熱帯植物館	3月28日	6月1日		
公園		運動施設(競技場、野球場、テニスコート、	3月28日	6月14日		
緑地部		サッカー場等)	0 /, 0 //	(競技場等は5月31日)		
	閉鎖	集会施設(音楽堂、野外ステージ、集会場、	3月28日	5月31日 (野外ステージ(代々木・井の頭・		
		陳列場等)	3 Д 26 Д	石神井)は7月31日)		
	※右記の期間終了日以降、施	その他(BBQ場、ドッグラン、レンタサイ	0 0 00 0	5月31日		
	設状況に応じて順次再開	クル等)	3月28日	(BBQ場は6月30日)		
		都立公園における駐車場・大型游具	4月25日	5月25日		
			4万25日	(大型遊具は6月16日)		
	新型コロナウイルス感染症に	瑞江葬儀所	3月から			
	関係するご遺体の受け入れ	101-21 10021				
	1日8便から5便へ減便		3月28日	4月7日		
	全便休止	水上バス 定期運航	4月8日	6月1日		
	1日8便から5便へ減便 休止	水上バス イベント便	6月2日 2月28日	6月20日 7月31日		
河川部	休止 休止	水上バス・ナイトクルーズ	2月28日	7月31日		
37.168	r1	越中島・明石町・桜橋・両国・浜町・箱崎	2 /1 22 H	1 /1 01 H		
	利用料をの割引	町・葛西臨海公園 各防災船着場 (※葛西臨	0 日 01 日	11 0 00 0		
	利用料金の割引	海公園防災船着場は 8 月 31 日から 11 月 30	8月31日	11月30日		
		日までの期間限定開放)				

(2) 占用料・貸付金の納付猶予・許可基準の緩和

(2)		可至于切板和	
所管部	区分	対象	支援内容
用地部		既借受者のうち新型コロナウイルス感染症の 影響により、移転資金貸付金の納付期限内の 返済が困難と認められる方	
	道路占用料	一時的に道路占用料を納付期限内に納めるこ とが困難になった方	令和2年度分について、最長で6か月納付期 限を猶予。
道路 管理部	占用許可基準の緩和	地方公共団体又は関係団体(地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体(商店街等))	
河川部	河川占用料	一時的に河川占用料を納付期限内に納めるこ とが困難になった方	令和2年度分について、最長で令和2年度末 まで納付期限を猶予。
	都立公園・霊園の占用料等	一時的に都立公園・霊園の占用料等の納付が 困難な事情がある方	令和2年度分について、最長で令和2年度末 まで納付期限を猶予。
公園	都立公園の占用料	営業を希望する公園の周辺区市町村で飲食業を営業し、かつ屋外営業について保健所の許可を得ている者	
緑地部		令和2年3月26日から令和2年6月30日までの間に使用の更新および使用期間満了後の遺骨引取手続きの必要がある方	

第5 広報・広聴活動

総務部総務課

1 概 要

都民本位の都政、都民に密着した都政を目指し、 都民の理解と協力を得ながら、局事業を円滑に推 進するために広報・広聴活動は不可欠である。

(1) 局事業の広報

建設局は災害に強く快適で住みよい都市を目指し、都市基盤の整備に努めている。事業の内容、効果等を効率的にPRすることにより、事業に対する都民の理解を高め事業の円滑な推進を図っている。

また、建設局が管理する公園、河川、道路橋 梁などの施設は、観光資源としても魅力のある 施設であり、都民が親しみを持てるよう、広報 活動を積極的に行っている。

(2) 建設局都民の声窓口

「身近でわかりやすい都政」を実現するため、職員一人ひとりが苦情、要望等を聴き、都政に 反映する窓口となることを目指し、「建設局都 民の声窓口」を平成9年9月1日に開設した。

2 報道機関に対する情報提供によるPR

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して「報道発表」あるいは「お知らせ」の形で、局関係事務事業についての情報提供を行い、広く都民に対するPRに努めている。なお、生活文化局が所管する都の自主媒体(テレビ・ラジオの提供番組、広報東京都など)も積極的に利用しPRに努めている。

令和元年度中に行った報道機関に対する発表件数は472件であった。内訳は**第7・5表**のとおりである。

第7・5表 報道発表件数

(単位:件)

							(+)	· 11/
	₹分	道	路	公園・庭園・	河	Щ	その他	計
年度	\	一 般	通行止め	霊園・動物園等	一 般	水防本部		П
令和元年	F度	46	96	217	59	26	28	472

3 広報誌等によるPR

(1)「建設局概要~未来を創ろう みち・水・緑

建設局事業に対し、より一層の理解と積極的な協力を得るため、昭和62年度から局事業概要のダ

イジェスト版を発行している。

写真、イラスト、図表等を多く取り入れ、広範 な局の事業をわかりやすくコンパクトに編集した 内容となっており、区市町村、図書館等にも配布 している。

(2)「東京のまちづくり(建設局ニュース)」

広範な局の事業を都民にわかりやすく紹介し、 事業への理解と協力を得るため、タイムリーな情報、主要な事業の特集、イベント情報等を幅広い 層に理解してもらえるように、昭和61年度から都 民向けに広報紙を発行している。

都民にとってより身近な広報紙として、年6回 (隔月)発行しており、都立公園、区市町村、図 書館等で配布しており、広く都民にアピールして いる。

(3)「建設局ホームページ」

ホームページによる情報提供により、都民等が「いつでも」「どこでも」情報に接することができ、このような即時性・利便性のある広報活動を通して、行政サービスの向上を目指している。

提供内容は、局の組織や事業の紹介、報道発表、公園・動物園などのイベント情報、申請様式のダウンロードサービス、都道の通行止め情報、水防情報、Web版「東京のまちづくり」等となっている。

平成17年度には全事務所のホームページを開設 し、個別の工事の概要やイベントの案内など、よ り地域に密着した情報の提供を行っている。

また、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響があった工事や入札に関する情報や施設等利用者向けの情報を一元化する等、都民等が効率的に情報を取得できる広報活動を積極的に行っている。

建設局ホームページアドレス

http://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/

(4)「東京都建設局SNS」

情報発信をより一層強化するため、平成24年12月から、Twitterの公式アカウント(@tocho_kens etsu)、平成25年11月から、Facebookの公式アカウントを取得し、報道発表を中心に、都民生活に密接に関連する情報や、集客を目的とするイベント等の情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。

(5) パンフレット、チラシ等

土木工事など事業の実施に際しては、騒音や振動の発生、あるいは交通規制など地元住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、事業目的、工事内容、区域、期間などを掲載したパンフレット等を作成・配布し、地元住民の理解と協力を得ながら事業を進めるよう努めている。

(6) 職員報「けんせつ局報」の発行

事務事業の複雑化や都民ニーズの多様化の中で 事業を効率的かつ迅速に行うには、局内職員間相 互の意思疎通が不可欠である。

職員間のコミュニケーションを密にし、局が一丸となって事業の推進にあたるため、昭和39年度から職員報として「けんせつ局報」を発行している。

平成15年度から、TAIMS個人端末が各職員に配置されたことに合わせ、局報を紙媒体から電子媒体に移行し、カラー写真やイラストを多用することで、よりわかりやすいものとしている。

原則、毎月1回発行することとし、イベント情報や緊急な課題については、臨時号を随時発行している。

4 苦情、要望等への対応

令和元年度中に寄せられた苦情、要望等は、

1,884件で、内訳は第7・6表のとおりである。

内容は、局事業全般にわたっているが、道路事業と公園事業に関するものが多く、特に工事の実施に伴う騒音・振動や街路樹の管理、公園施設の利用(利用者のマナー等)など、都民生活に直接結びつくものが頻繁に寄せられている。

第7・6表 都民の声の処理件数

(単位:件)

				· · · ·	- 117
年度区分	道路	公園	河川	その他	計
令和元年度	806	614	163	301	1,884

このほか各部、各事業所にも文書や電話等による多くの苦情、要望等が寄せられている。このうち、回答可能なものについては速やかに本人あてに回答を行うなど、事業について理解と協力を求めている。

なお、局においては、「建設局都民の声推進会 議」を開催し、各部・事務所への苦情縮減の取組 要請を行う等、組織的な対応を図るよう指導して いる。(資料第1-(11)、P. 187)